



公益社団法人日本サーフィン連盟 サーフィン検定開催要項

（目的）

第 1 条 この要項は、公益社団法人日本サーフィン連盟（以下「連盟」と称する。）が承認するサーフィン検定（以下「検定」と称する。）を開催するにあたり、必要な事項を定める。

（開催準備事項）

第 2 条 サーフィン検定主催支部は検定開催にあたり、以下のことに十分配慮するものとする。

- (1) 検定開催の会場、時間、気象、海上及び波の状態の適正について
- (2) 参加者安全確保について
- (3) 参加者の健康確保について
- (4) 開催場所における地元関係者との調整について
- (5) 開催場所における関係機関との調整について
- (6) 緊急時における連絡体制について
- (7) その他、目的を達するに必要とされることの準備について

（開催遵守事項）

第 3 条 検定開催にあたっては、以下を遵守するものとする。

- (1) 検定名称には、「NSA サーフィン検定」を付記する。
- (2) 開催規模に応じた役員等の準備及び配置を行う。
- (3) 受験者からの意見やクレームに対応可能な体制を整える。

（実施申請等）

第 4 条 検定開催にあたっては、下記の「サーフィン検定開催の申請手続き」により実施をするものとする。

2025 年度サーフィン検定開催の申請手続きについて

開催の条件を以下のとおり定める。

1. サーフィン検定開催の申請

- (1) 検定主催支部は開催地となる支部、また支部長の下承及び各自治体の下承を得た上で、サーフィン検定開催申請書を本連盟事務局へ提出すること。

※申請内容に変更が生じた場合は、必ず本連盟事務局へ報告すること。

- (2) 申請する場合には本連盟事務局へ連絡し、現在の申請状況等を把握し、事前に日程調整に配慮すること。また、申請が近隣地区で重複した場合には、主催者間で調整を図ることを原則とする。

- (3) 申請は原則検定開催日の2ヶ月前までに行うこと。ただし、他検定、主催大会と同日開催の場合は協議後の承認とする。また主催大会日程と重複する場合は、承認後であっても変更の可能性がありま

す。

- (4) 翌年1月以降に開催予定の検定は、開催予定日の6か月前から受付するものとする。

ただし、承認の決定は次年度主催大会の日程発表後とする。

- (5) 公認の承認は、該当委員会審査員による審査を経て本連盟の理事会等で決定する。なお、開催地の支部長の下承が得られていない場合や申請条件が整わない場合は審査を保留するものとする。

※マスタージャッジ(1.2級審査は必ずA級ジャッジが行い、3級以下についてはA級ジャッジに加えB級ジャッジも可能とする)、ポイントジャッジ、ポイント数を記入の上、申請すること。

- (6) 検定申請の承認後は、本連盟が公式HPにて開催日、開催場所、実施級、支部リンク等を掲載する。その後の検定の詳細、変更は原則全てリンク先の各主催者のHPやSNSより発信すること。(開催のお知らせや検定開催前日のお知らせ、中止のお知らせも含む)

- (7) 同一支部による年間開催数の制限はありませんが、開催希望する場合は、(離島、北海道を除き)年度初回開催以降6か月以上の期間を必要とする。

2. 申請の条件

- (1) 受験者の募集は、本連盟会員(正会員・オープン会員)だけでなく非会員(一般)も対象とすること。

- (2) 予備日を設ける場合は事前にその日程を確定すること。なお、予備日が他の事業と重複する場合には、案内を含めた対応を事前に公表すること。

※他検定予備日に開催日を設定したい場合、事前に該当検定主催者と協議すること。

- (3) 予備日は1検定につき1予備日のみとする。

※予備日の変更は原則1回とし、予備日を含めた日程の変更する場合は、該当検定を中止とし、別開催として再度申請書の提出をすること。

- (4) 検定開催に際しては保険を適用すること。(主催者保険、傷害保険等)

- (5) 検定を開催する場合は、当日、一般受験者からの申込があることが予測されるため、人数制限や受付の優先順位(先着順など)を事前に周知し、エントリー数の調整を図り、円滑な検定実施が行

われるよう事前に計画を立てること。

(6) 検定実施にあたっては、以下のサーフィン検定の競技規定を遵守することを条件とする。

1. 1 ヒートの人数は原則として 1.2 級は 4 人以内、3～5 級は 5 人以内とします。
2. 1 ヒートの審査時間は原則 15 分とします。ただし、コンディションなどの理由でヒート時間の延長が望ましいと判断される場合は現場ジャッジの判断に従うものとします。また、ヒート時間内にすべての受験者が合格した場合はその時点でヒート終了となります。
3. 試技本数は 6 本とします。試技本数に達していなくても、合格の演技ができた時点でその選手の審査は終了となります。
4. ヒート中に妨害があった場合、妨害をした選手はそのライディングを 1 本にカウントし、その試技は無効とします。パドリング妨害は試技本数 1 本をカットされる。妨害をされた選手にはエクストラウェイブ 1 本を試技本数に追加します。
5. ヒート中でもジャッジは放送で選手の演技に対し指示をすることができます。

(7) 検定途中のまま終了したヒートは、検定成立せず、検定主催者はその受験者に受験料の返金を行うこと。

3. 検定主催者

- (1) 検定主催者は、検定が円滑に実施されるよう配慮すること。
- (2) 検定主催者は、受験者受付から終了に至るまで安全管理に配慮するとともに、円滑な検定運営に努め検定の全責任を負うものとする。
- (3) 検定主催者は、受験者募集及び運営にあたっては、公平性を期すように配慮すること。

4. マスタージャッジの役割

- (1) 受験者にその日のコンディションや審査内容を説明すること。
- (2) 会場のコンディションを判断し、合格基準の見解をパネルジャッジに説明すること。
- (3) ヒートの審査では 3 名のパネルジャッジの可否の見解をまとめること。
- (4) コンディションが審査する級に適應しない場合は、延期もしくは待機を判断すること。
- (5) 受験者に可否の結果を示し、審査での課題などの的確なアドバイスをすること。

5. ジャッジ

- (1) マスタージャッジ…1.2 級検定をする場合、必ず当連盟公認ジャッジ A 級が務めるものとする。それ以外の場合でも、B 級以上を保持していること。
受験者への説明義務を有し、誠意をもって対応すること。
- (2) パネルジャッジ…1 ポイントに 3 名以上配置すること。
- (3) 検定開催中、ジャッジは必ず自身の NSA 公認ジャッジ ID カード、もしくは NSA マイページ資格情報を提示すること。検定主催者は、提示用のネックホルダーなどを用意すること。

6. 検定スケジュール

検定主催者は原則として、当日の日照時間を考慮し、日没の1時間前までに全競技が終了するスケジュールを組むこと。

また、ウェイティング等により検定途中で日没時間になった場合、検定主催者は速やかに検定を途中終了すること。未実施分の受験料は返金すること。

7. 検定の結果と開催報告及び受験料・認定料について

- (1) 検定結果(合格者受験者カード)及び開催報告書は必ず検定終了後の1週間以内に本連盟事務局へ提出すること。

※その他のデータやFAX等で提出された場合は合格認定手続きができません。

合格認定料も必ず1週間以内に入金すること。

1週間以内に提出できない場合はその理由を本連盟事務局へ報告すること。

- (2) 合格認定手続きを速やかに実施させるため、必ず受験者のNSA-ID、会員番号(会員のみ)、認定番号、氏名、電話番号を正確に記載して証明写真貼り付けて提出すること。(漢字の字体、ひらがな等の違いも正確に記載)

- (3) 主催者は受験料として、1回の受験にあたり受験者より3,000円を徴収することができる。

合格認定料として、次に定める金額を本連盟に支払うこと。また、支払いは、検定終了後に、合格件数(開催報告書・受験者カード)をもとに算出し、その支払い方法については連盟の定める方法により支払うこと。

各級共通で1件の合格につき4,000円

提出する合格者受験者カード(合格件数)と支払い金額は一致させること。

入金に過不足ある場合や、持ち帰り等による未提出分については都度支払いをすること。

その際の受験者カードは支部が回収し、入金と合わせて連盟に送付すること。

8. 関係諸官庁等への手続き

主催者は検定関係要項を必要な関係諸官庁ならびに地元団体に提出すること。

9. 役員報酬

主催者は検定役員及び公認ジャッジ等には報酬を支払うほか、交通費及び宿泊費が伴う場合は、実費を負担すること。

10. 連盟の協力体制

- (1) 受験者の募集等に対しては、ホームページへの掲載を行い、検定開催への協力を行います。

- (2) NSA ポイントランキング制度を確立し、サーフィン検定へ参加するメリットの周知を図ります。

- (3) 検定においてジャッジペーパー、受験者カード、文具等が必要な場合は、本連盟事務局よりレンタル致します。ただし、レンタル用品は連盟が所有している範囲内で貸出するものとし、申込みが重複する場合には本連盟が調整致します。
- (4) 検定開催にあたっては必要な指示や助言等を行い、円滑な運営が行われるよう協力致します。

11. 検定の告知

検定の告知には「NSAサーフィン検定」と明記し、連盟ロゴマークを掲載すること。

12. その他

検定運営の指導・助言、または、級検定を管理するために、連盟役員等を派遣する場合がある。この場合には、当役員用の監視及び作業等の場所を確保すること。

検定開催状況や報告書の内容によっては、次回より検定開催が出来ない場合がある。

今後、変更となる場合はNSA ホームページやSNS 等でお知らせします。
ご不明な点は本連盟事務局までご連絡ください。

受験カードへのNSA-ID の記入が必須となります。

受験者がNSA マイページ未登録の場合は、登録方法案内のご協力をお願い致します。

NSA マイページ内にNSA-ID は記載されております。

感染症対策項目については2024 年度要項より削除されております。

附則：2023 年 12 月 13 日 運営本部会議承認

附則：2024 年 8 月 21 日 運営本部会議承認

公益社団法人日本サーフィン連盟

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 10 階

TEL 03-6434-7341 FAX 03-6434-7795

E-mail : info@nsa-surf.org

重複申請承認の基準について

主催大会、公認大会、サーフィン検定等と連盟の承認を要する事業が増えています。特に、繁忙期においてはこれらの事業の重複申請がなされ、承認にあたってはトラブルが生じることも見受けられるようになってきました。

このようなことから、重複申請にあたっては一定の基準をもって承認をすることが必要となっており、以下のとおり基準を定めるものです。

1. 各事業の重複の基準

		重複申請事業			備考
		公認大会	サーフィン検定	体験スクール	
主催大会		×	×	×	
承認済事業	公認大会	△*1	△*2	○	申請は 6 ヶ月前～3 カ月前まで
	サーフィン検定	△*2	△*2	○	申請は原則 2 ヶ月前
	体験スクール	○	○	○	申請は原則 1 ヶ月前 *3

*1 (1) 公認申請する場合には連盟事務局へ連絡し、現在の申請状況等を把握し、事前に日程調整に配慮すること。

(2) 公認申請は大会開催日の 6 カ月前～申請出来ますが、必ず 3 ヶ月前までに行うこと。ただし申請日から開催日まで 3 ヶ月以内の場合、大会申請は可能とするが、他大会とのバッティングは不可とする。

(3) AA ランク大会開催のバッティングは同日 2 大会（東西 1 大会ずつ）を上限とし、公認するものとする。※予備日も 2 大会（東西 1 大会ずつ）を上限とする。

(4) 原則、予備日も含め連盟主催大会との開催日のバッティングは禁止とする。

*2 重複申請事業の開催地が同じ都府県でないこと。ただし、離島開催はこの限りでない。

*3 体験スクールは公認大会内での開催は不可です。

2. 各事業の重複の可否決定等

(1) 承認済となっていない事業が複数ある場合については、先に申請されたものを優先とする。

(2) 各事業の重複決定は表を原則とするが、止む得ない事情等がある場合には、理事会の議決により開催を承認することができる。